



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社トーセ
代表者名 代表取締役社長 齋藤 茂
(コード番号 4782 東証・大証第 1 部)
問合せ先 経営企画部長 渡辺 康人
(TEL. 075-342-2525)

内部統制システムの構築に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会など全ての利害関係者（ステークホルダー）の総合的な利益を考慮しつつ、長期にわたって企業価値を高める経営に、全社をあげて取り組まなければならないと考えております。そのために今後も、経営の透明性と健全性の確保を図るとともに、経営の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指してまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 3 6 2 条 4 項 6 号)

- (1) 当社は、取締役会規定に基づき、取締役会を原則として毎月 1 回開催しております。
- (2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督しております。
- (3) 取締役は、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を取締役会規定に具体的に定めており、それらの付議事項について取締役会で決定しております。
- (4) 監査役は、監査役の職務の遂行に関する方針を監査役監査規定に定めており、これに従い、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況の調査等を通じ、取締役の職務執行が法令、定款及びその他の社内規定に適合しているか、監査を行っております。
- (5) 当社は、企業の社会的責任を果たすため、代表取締役社長を委員長とする CSR 委員会を設け、企業倫理に関する方針、行動基準及びコンプライアンスの遵守状況をモニタリングする体制を構築する予定であります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条1項1号)

取締役の職務の執行に関する文書その他の情報については、文書管理規定及び稟議規定に従い、適切に作成、保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条1項2号)

当社グループ全体のリスクの管理については、取締役会が行い、各部門の所管業務に付随するリスクの管理及び契約締結に関するリスクの管理については、当該部門及び経営企画部が行っております。

近い将来にリスク管理に係る社内規定を制定し、グループ全体のリスクの管理については、取締役及び執行役員を中心とするリスク管理委員会が網羅的・統括的に管理する体制を構築する予定であります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項3号)

(1) 当社は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定に係る機能と業務執行に係る機能の分離を図り、取締役の職務の執行が効率的に行われ、執行役員の業務執行が迅速に行われる体制を採っております。現状においては、執行役員を兼務する取締役が多くを占めておりますが、徐々に分離を進め、取締役は経営戦略の策定と業務執行の監督に取り組み、執行役員は取締役会決議及び組織規定、業務分掌規定、職務権限規定、会議運営規定に基づき業務執行を行う体制にまいります。また、戦略会議の結果は、社内の全ての部門長で構成された部長会議で情報として共有された後、全社員に徹底され、業務が執行されております。

(2) 代表取締役社長及び各執行役員による業務執行について、充実した議論と迅速な意思決定を行うために、取締役や執行役員等により構成される戦略会議において審議を行っております。また、戦略会議において審議された重要事項に関しては取締役会に付議しております。

(3) 当社は毎月開催する定時取締役会に加え、機動的な意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催することとしております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項4号)

(1) 当社は、執行役員及び従業員の一人ひとりが業務を行う上で、守るべき社内規定及び服務規律を定め、法令遵守と企業倫理の徹底を図っていく体制を整えております。

(2) 当社では法令遵守に関しては、特に業務の上でソフトウェアやコンテンツなど数多く

の知的財産権を取り扱うことから、監査役や内部監査室とは別に知的財産管理室を設置して、当社関係者の第三者に対する権利侵害などの不正を防止するとともに、当社の知的財産に関する管理・監督を行っております。

- (3) 当社は、企業の社会的責任を果たすため、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設け、企業倫理に関する方針、行動基準及びコンプライアンスの遵守状況をモニタリングする体制を構築する予定であります。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項5号)

- (1) 関係会社における業務の適正性を確保する体制を整備するために関係会社管理規定を制定し、意思決定ルール、業務執行状況の報告等に係る統制を行うとともに、重要な関係会社に関する重要な意思決定には当社の戦略会議での協議及び取締役会での決議を必要としております。
- (2) 重要な関係会社については、全ての取締役会議事録を当社に提出するとともに、当社で毎月開催される戦略会議にその業務の遂行状況を報告することとしております。
- (3) 重要な関係会社については、関係会社の機能別に当社内の担当部門を決定し、当該部門の責任者が定期的に各関係会社へ赴いて業務面での管理状況を把握・指導するとともに、別途管理部門の各部長が定期的に各関係会社へ赴いて管理業務面でのルール遵守の状況を把握・指導しております。
- なお、当社に親会社はございません。

7. 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条3項1号)

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置することとしております。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、職務の補助者として、弁護士、公認会計士、その他の外部アドバイザーを任用し、監査業務を遂行することとしております。

なお、現在のところ、監査役会からの求めによる監査役の職務の補助を専業とする従業員はおりませんが、当該業務を業務の一部として担当する従業員を経営企画部内に1名配置しております。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条3項2号)

監査役の職務を補助すべき従業員の人事については、監査役の同意を要するものとしてお

ります。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

(会社法施行規則第100条3項3号)

- (1) 監査役は、取締役会及び戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役会での意思決定及び業務執行に関する意思決定の過程や業務執行の状況を把握し、必要に応じて意見を述べるができることとしております。
- (2) 監査役は、取締役会議事録をはじめ取締役の職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員及び従業員に対し説明を求め、あるいは報告を受けることができることとしております。
- (3) 取締役、執行役員及び従業員は、職務の執行に関して重大な法令あるいは定款に違反する行為若しくは不正行為の事実、または、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、直ちに監査役に報告しなければならないこととしております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条3項4号)

- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社運営全般に関する意見の交換や意思の疎通を図っております。
- (2) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的な会合を持ち、監査方針や監査計画、監査結果の報告を受け、監査役監査の実効性確保を図っております。

以 上